

道路工事現場における保安施設設置基準

(平成 27 年 3 月 24 日都市整備局長決裁)

(目的)

第 1 条 仙台市が管理する国道、県道及び市道に関する工事並びに仙台市が施行する道路上での工事にあたり、道路工事現場における保安施設の設置基準（以下「基準」という。）を定め、工事現場での一般通行者の交通事故の防止及び沿道住民への迷惑を防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本基準で用いる用語の意義は、仙台市請負工事監督要綱及び土木工事共通仕様書（宮城県土木部）によるものとする。

(保安施設設置計画書の提出及び承諾)

第 3 条 受注者は、工事着手前に、保安施設設置計画書（施工計画書への記載も含む。）を監督職員に提出し、現地にて確認を受けなければならないものとする。

- 2 総括監督員は、主任監督員又は監督員に、現地において受注者の立会いのうえ保安施設の設置計画書を確認させなければならない。
- 3 保安施設設置計画書の承諾にあたり、短期間に完了する軽易な工事等（道路清掃・除草、補修工事等）については、現地確認に代えて書類での確認とすることができる。
- 4 監督職員及び受注者は、施工中においても適宜、保安施設の点検を実施し、受注者にあつては、毎日の作業開始及び作業終了時において、設置状況を確認し、その結果を記録しなければならないものとする。

(適用範囲)

第 4 条 保安施設の設置にあたっては、他の通達等に定めるほか、次の第 1 号から第 3 号までの工事の場合は、この基準により、第 4 号の工事の場合は、原則としてこの基準によるものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

- (1) 一般交通の用に供している道路において施行する道路の改築、舗装、災害復旧、維持修繕工事及び受託工事
- (2) 一般交通の用に供している道路において施行する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条による工事原因者に対する工事施行命令による工事、同法第 24 条による道路管理者以外の者が施行する工事及び同法第 32 条又は第 35 条による道路の占用に伴い施行する工事
- (3) 一般交通の用に供している道路と相互に効用を兼ねる他の工作物又は施設等において、これらの管理者が施行する工事
- (4) 道路の新設工事等、一般交通の用に供していない道路における工事

(保安施設の種類)

第 5 条 保安施設の種類の種類は、保安施設設置標準図のとおりとする。ただし、工事形態によりこれによることができない場合は、現地の状況を十分考慮し保安施設を設置するものとし、使用するメーカー等により仕様（形状、寸法、色彩）が異なる場合は、適宜目的に合った保安施設を設置するものとする。

〔保安施設の設置方法〕

第6条 保安施設の設置方法は、保安施設設置標準図によることを原則とし、次の各号について特に注意するものとする。

- (1) この基準に定める標示板及び標識の設置位置は、左側の路端で進行方向に対して正面に設置するものとする。
- (2) 道路工事箇所予告標示板は、工事箇所の手前 300m、200m、100m のそれぞれの地点に設置するものとする。
- (3) 工事箇所は、防護柵でとり囲むことを原則とする。
- (4) 夜間工事中の箇所又は夜間に現場の保全を要する場合は、必ず保安灯を設置するものとする。
- (5) 舗装新設又は舗装修繕工事等で完了部ごとに一般交通の用に供する場合は、前後の未完了部又は未舗装部との境界に防護柵、赤色灯、徐行標識その他の危険標識、指定方向外進行禁止標識等、必要な保安施設を設置するものとする。
- (6) 道路上にやむを得ず建設機械、工事資材等を駐車、堆積する場合又は電柱等の移転を要する物件が路面上に存置する場合は、この基準により保安施設を設置するものとする。
- (7) 標識類は、前面反射又は照明装置を施すものとする。
- (8) 短期間に完了する軽易な工事等で作業箇所が移動する場合は、セーフティコーンを主体に設置し、必要に応じて工事箇所予告標示板を設置するものとする。
- (9) 工事箇所が複数の工区に分割し施行する場合の非工事区間については、監督職員と受注者が協議して保安施設を設置するものとする。

〔その他の措置〕

第7条 保安施設の設置方法のほかに、工事現場における交通事故及び交通渋滞を防止するため次の各号について特に注意するものとする。

- (1) 作業中の工事現場の前後には原則として交通誘導警備員を配置するものとする。
- (2) 舗装新設又は舗装修繕工事等で完了部ごとに交通解放する場合は、通行車両の走行に支障のない区間ごとに行うものとする。
- (3) 道路改良工事又は舗装新設工事等において、現道との取付け部又は未舗装との取付け部は5%以下の縦断勾配ですりつけるものとする。
- (4) 工事箇所内にすれ違い区間を設ける場合は、路面及び路肩等の維持管理には十分配慮するものとする。
- (5) 建設機械及び工事資材の搬入は工程にあわせて行い、一般交通に支障を与えることのないよう配慮するものとする。
- (6) 工事に伴う交通規制にあたり、事前に各関係機関と十分協議するとともに、道路利用者、地域住民に対して周知徹底を図るものとする。
- (7) 迂回路を指定又は新設して一般交通の確保を図る場合は、当該道路の維持補修には十分配慮するものとする。
- (8) 工事完了後は保安施設を撤去し、監督職員及び受注者は現場を点検し、車輛はもとより歩行者の通行に際しても支障の有無を確認してから一般交通の用に供するものとする。
- (9) 工事の変更、一時中止その他の理由により、工事を休止する場合の現場の保全については特に注意し、受注者にとっては1日につき2回以上の巡視を行うこととし、工事区間の維持には十分配慮するものとする。
- (10) 受注者は、豪雨雪等のあった場合には、その都度現場を巡視し、点検結果を監督職員に報告するものとする。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

保安施設設置標準図

平成 27 年 4 月
仙 台 市

(保安施設の種類)

保安施設の種類及び設置目的は次のとおり

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他	摘要
照明等				○			300～500W
保安灯		○	○	○			保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
セーフティーコーン	○	○		○			
警戒標識	①			○			
工事予告表示板	①'			○			
警戒標識	②			○			
警戒標識	③			○			
規制標識	④	○			○		
規制標識	⑤				○		
工事名標示板	⑥					○	
お願い標示板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通誘導警備員		○			○		旗の寸法は70×75cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標示板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道案内標示板	⑬					○	
簡易信号機		○			○		

※連結式保安灯は 40W を 3m 間隔に設置する。
 チューブ式保安灯は出入口部は 40W、中央部は 30W を設置する。

保安施設標準様式図

記号	①	①'	②
名称	警戒標識		警戒標識
様式及び 標準寸法 (単位 mm)			
注	全面反射シート貼付とする。 内部照明式		全面反射シート貼付とする。 内部照明式
	全面反射シート貼付とする。 電照式		

保安施設標準様式図

記号	③	④	④'
名称	警戒標識	規制標識	規制標識
様式及び 標準寸法 (単位 mm)			
注	全面反射シート貼付とする。 内部照明式とする。	全面反射シート貼付とする。 内部照明式とする。	全面反射シート貼付とする。

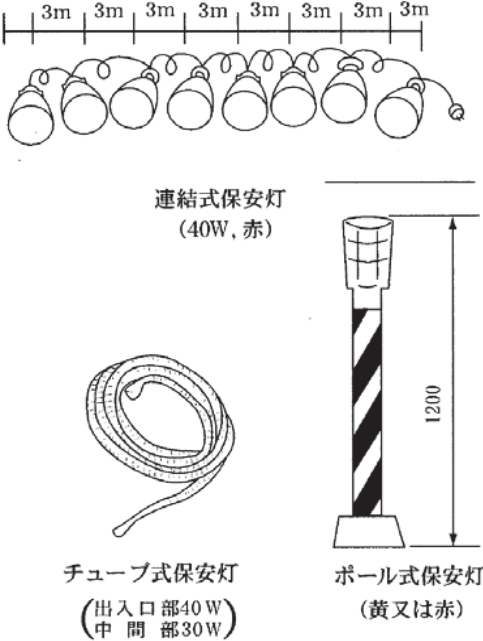
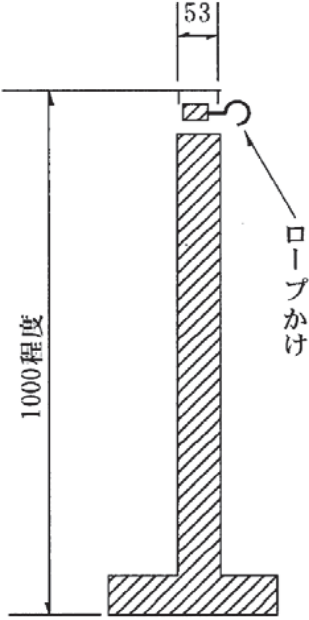
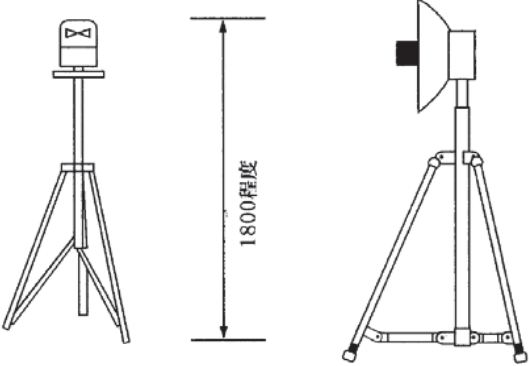
保安施設標準様式図

記号	⑤	⑤	⑥
名称	規制標識	規制標識	工事名標示板
様式及び 標準寸法 (単位 mm)			工事現場における表示施設等の設置基準による。
注	全面反射シート貼付 とする。 内部照明式	全面反射シート貼付とする。	

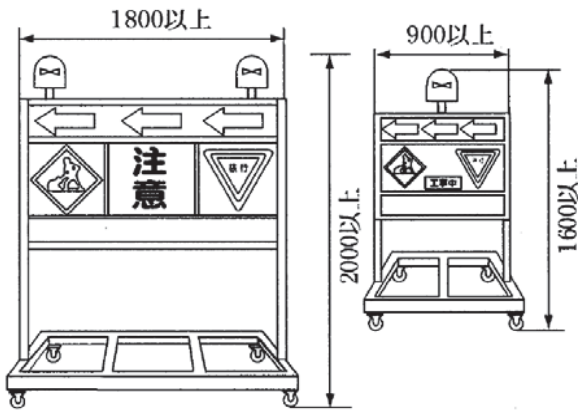
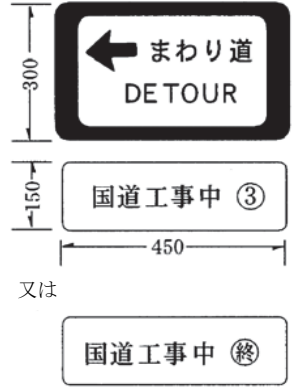
保安施設標準様式図

記号	⑦	
名称	お願い表示板	
様式及び4 標準寸法 (単位 mm)	<p style="text-align: center;">1100</p> <p style="text-align: center;">御通行中の皆様へ</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">1400</p>	
注	※ 工事請負者名 ○○○○株式会社 電話番号 TEL 000-0000 現場責任者名 ○○ ○○	

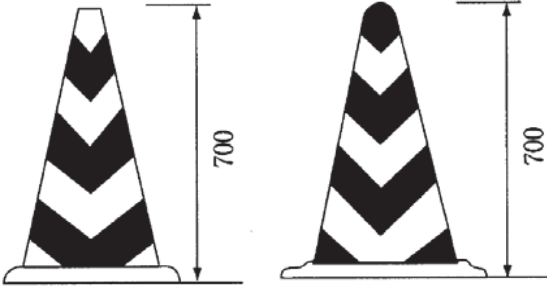
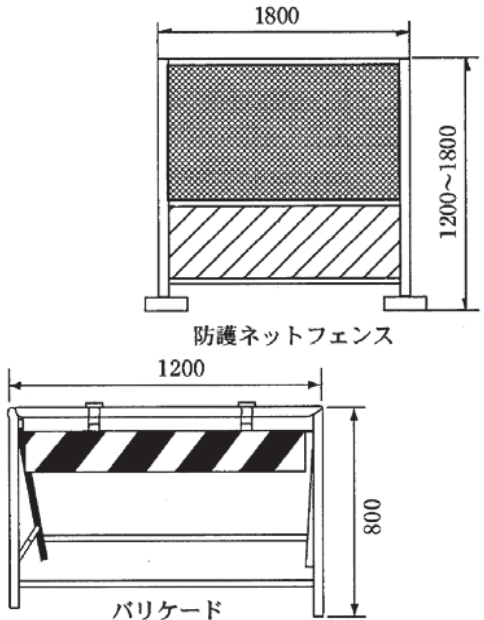
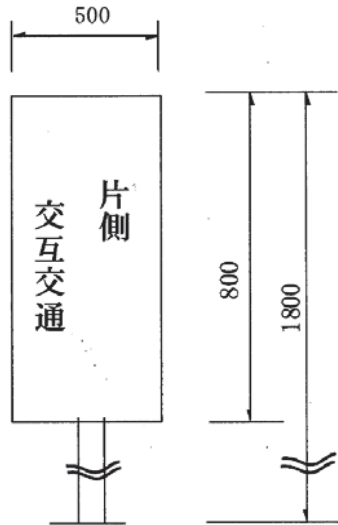
保安施設標準様式図

記号	●	⑨	⑩
名称	保安灯		歩道柵
<p>様式及び標準寸法 (単位 mm)</p>	 <p style="text-align: center;">連結式保安灯 (40W, 赤)</p> <p style="text-align: center;">チューブ式保安灯 (出入口部40W 中間部30W)</p> <p style="text-align: center;">ポール式保安灯 (黄又は赤)</p>	 <p style="text-align: center;">1000程度</p> <p style="text-align: center;">53</p> <p style="text-align: center;">ロープかけ</p>	 <p style="text-align: center;">1800程度</p> <p style="text-align: center;">小 型 大 型</p>
<p>注</p>	<p>確認距離、夜間 150m 以上の効果をもつものであること。</p>	<p>柱間隔は約 3 m を標準とする。</p>	<p>確認距離 200m 以上の効果をもつ回転灯とする。</p>

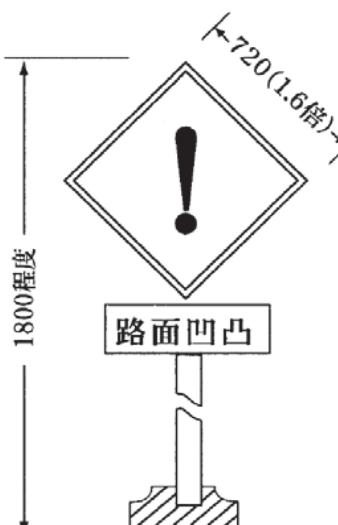

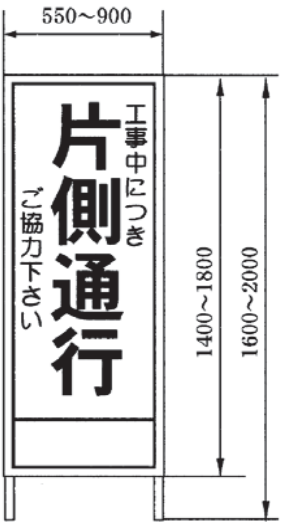


保安施設標準様式図

記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識
様式及び標準寸法 (単位 mm)	 <p style="text-align: center;">大 型 小型(車載型)</p>	<p>工事現場における表示施設等の設置基準による。</p>	 <p>又は</p>
注	<p>(1) 内部照明するものとし矢印 ← は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。</p> <p>(2) 標示板頂部には、視認距離 200m 以上の効果をもつ点滅式注意灯を設置する。</p>		<p>字体、文字、地色は⑫に同じ</p>

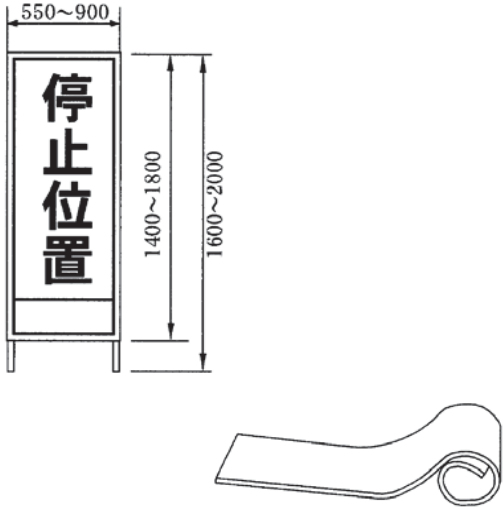
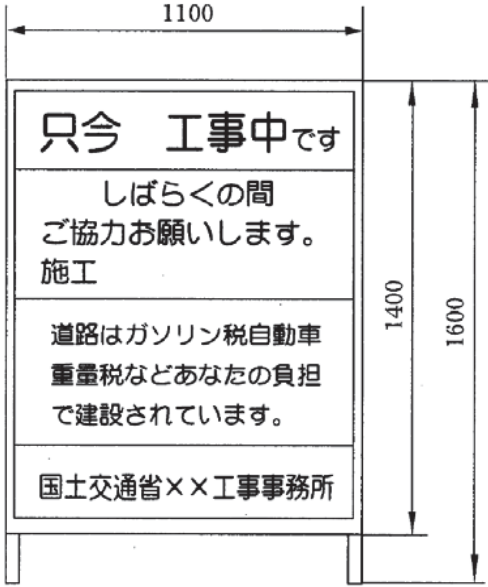
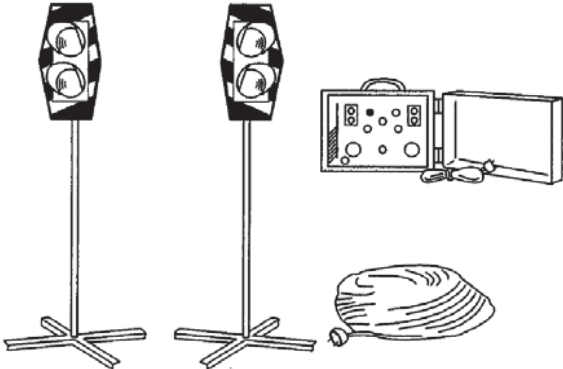
保安施設標準様式図

記号	○	>—————<	
名称	セフティコーン	バリケード	標示板
様式及び 標準寸法 (単位 mm)			
注	<ol style="list-style-type: none"> 1. 反射式または内部照明式とする。 2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. バリケード鋼製。 2. 板は反射式とする。 	

保安施設標準様式図

記号					
名称	その他の危険	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン(内部照明付)
<p>様式及び標準寸法 (単位 mm)</p>					
注	全面反射シート貼付とする。	全面反射シート貼付とする。	全面反射シート貼付とする。	全面反射シート貼付とする。	内部照明または反射式とする。

保安施設標準様式図（必要のある場合設置する。）

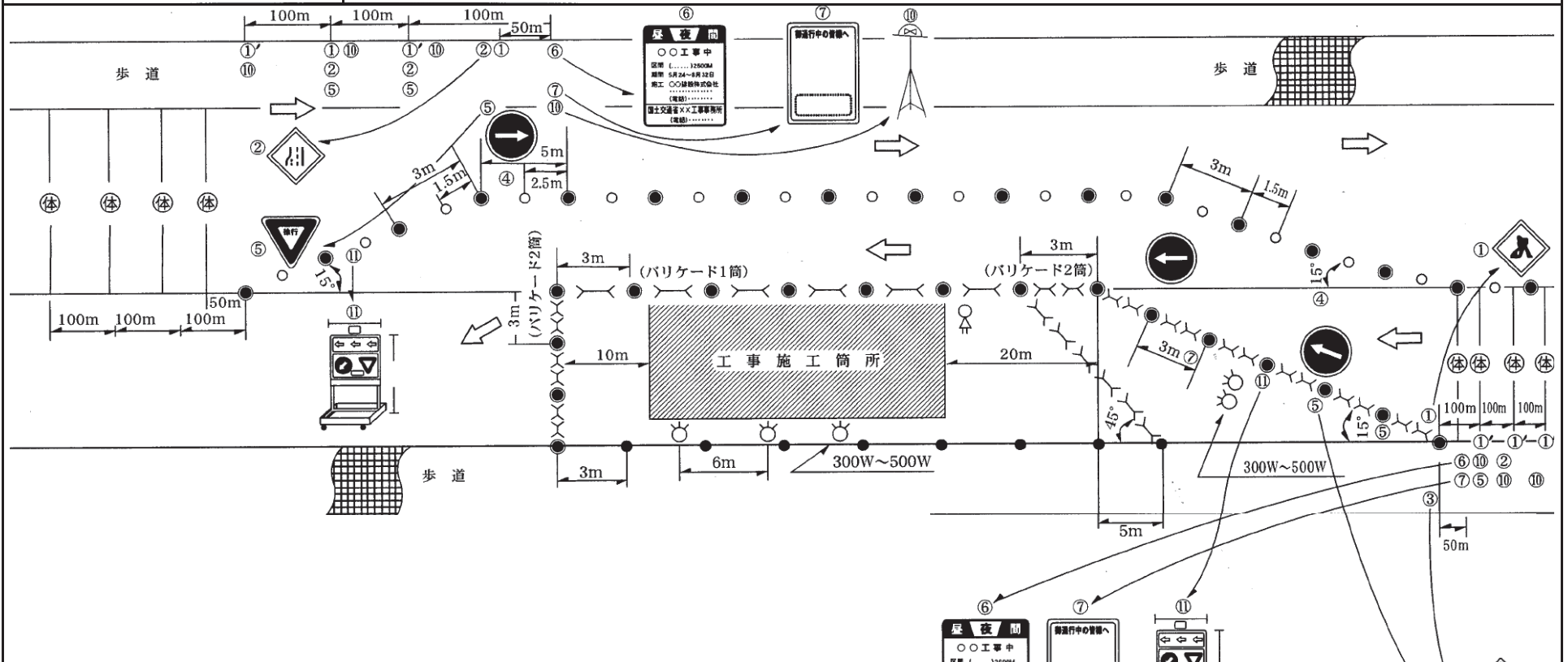
記号			
名称	停止板	ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
<p>様式及び 標準寸法 (単位 mm)</p>			
<p>注</p>	<p>全面反射シート貼付 停止ライン式とする。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 三灯式(赤青)を標準とする。 2. レンズ径は200φ以上とする。

保安施設設置標準図一覧表

(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
呼 称	車 線 数	作 業 箇 所	昼・夜間作業別条件	摘 要
A-1	4	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A-2	2	〃	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			b 昼間作業(夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A-3	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替、オーバーレー等を含む。)
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A-4	2, 4	路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	現道拡巾工事
C-1	2	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
C-2	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模)、パッチング等
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
E-1	—	—	昼間作業(施工後施設を撤去)	レーンマーク作業
E-2	—	—	昼間作業(施工後施設を撤去)	路面表示作業
F-3	—	路 側	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業(人力)
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
H-1	—	歩道・路側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事
H-2	—	路 側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事

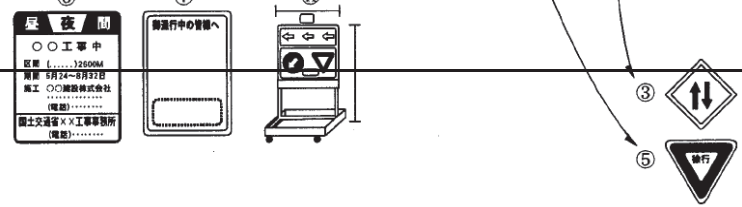
A-1 型標準

4車線：片側全車線閉塞(a、b、c作業)



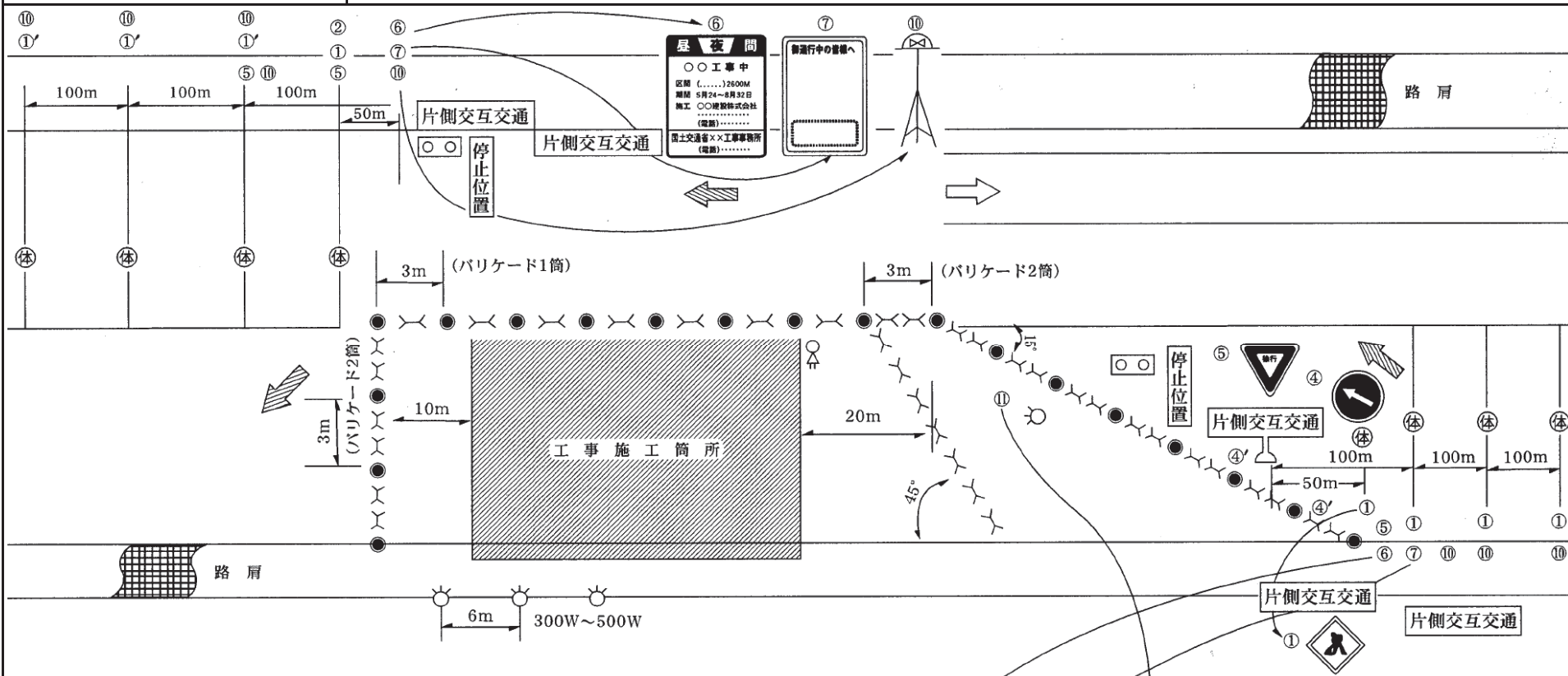
備考

1. a作業、保安灯は全てセーフティコーンとし照明灯は除く。
2. b作業、照明灯は除く。
3. c作業の照明灯は同等以上の可搬式とすることができる。
4. ④は体感マット。
5. 流入部側の内側のバリケードを、クッションドラムに変更し設置することができる。



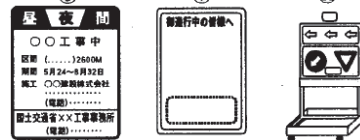
A-2 型標準

2車線:片側全線閉塞(a、b、c作業)



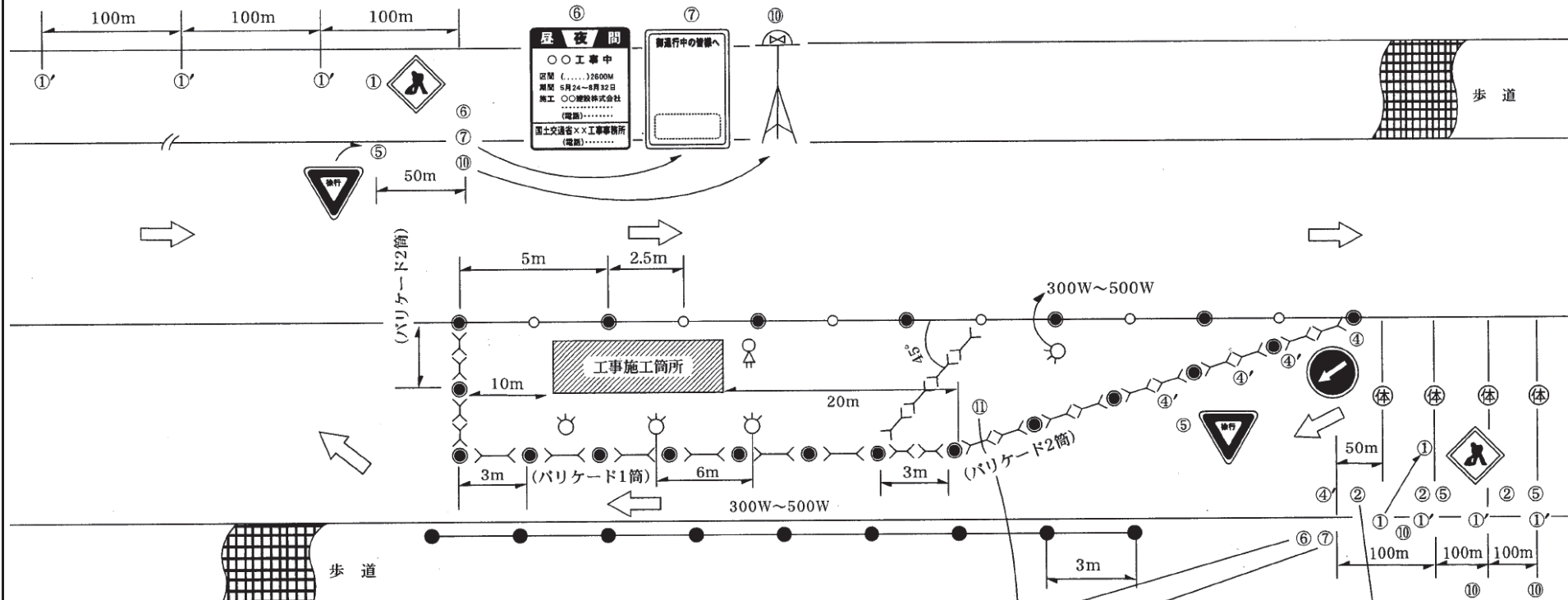
備考

1. a作業、保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く。
2. b作業、照明灯は除く。
3. c作業の照明灯は同等以上の可搬式とすることができる。
4. ⑩は体感マット。
5. 流入部側の内側のバリゲードを、クッションドラムに変更し設置することができる。



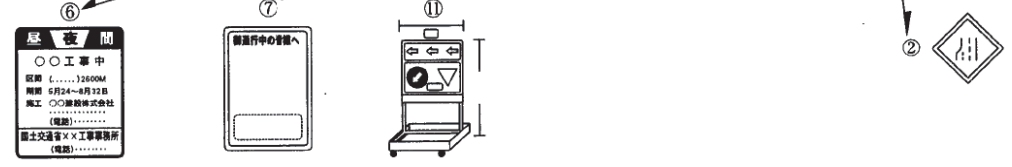
A-3 型標準

4車線以上:片側一車線以上通行可(a、c作業)



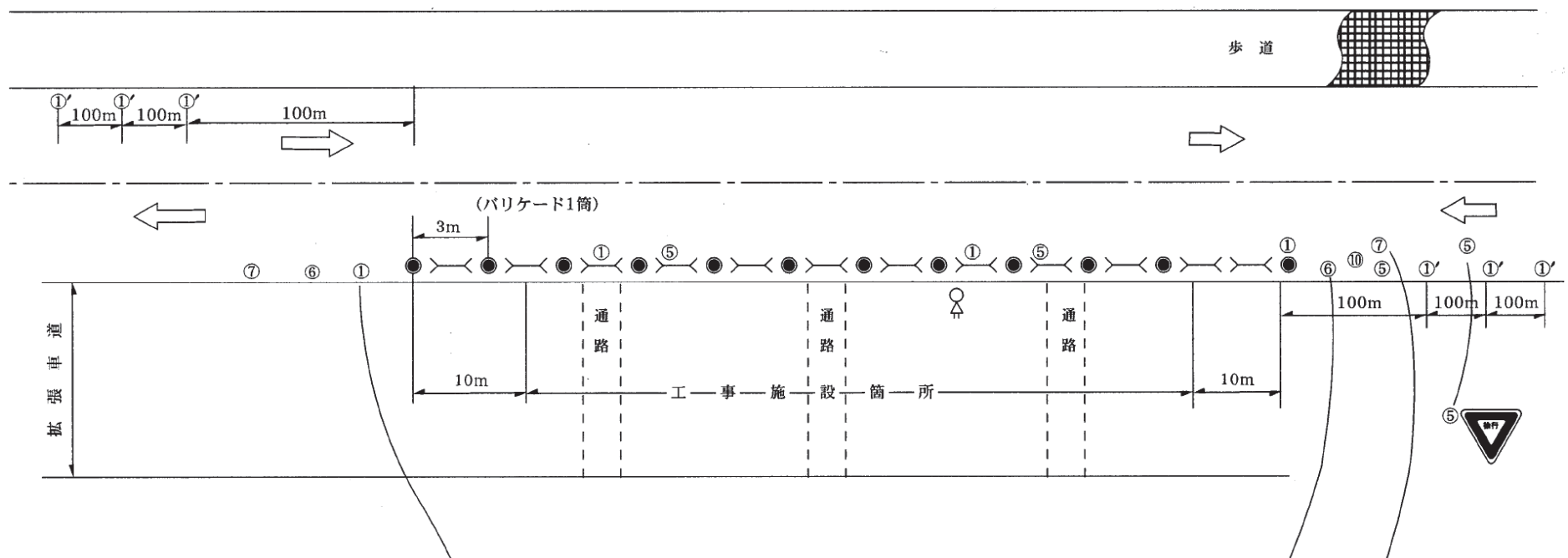
備考

1. a 作業、保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く。
2. c 作業で保安灯の中央部(車線中央)等の固定は歩道1・固定金具(棒鋼等)等によるものとする。
3. c 作業の照明灯は同等以上の可搬式とすることができる。
4. (体)は体感マット。
5. 流入部側の内側のバリケードを、クッションドラムに変更し設置することができる。



A-4 型標準

2、4 車線 (b 作業)

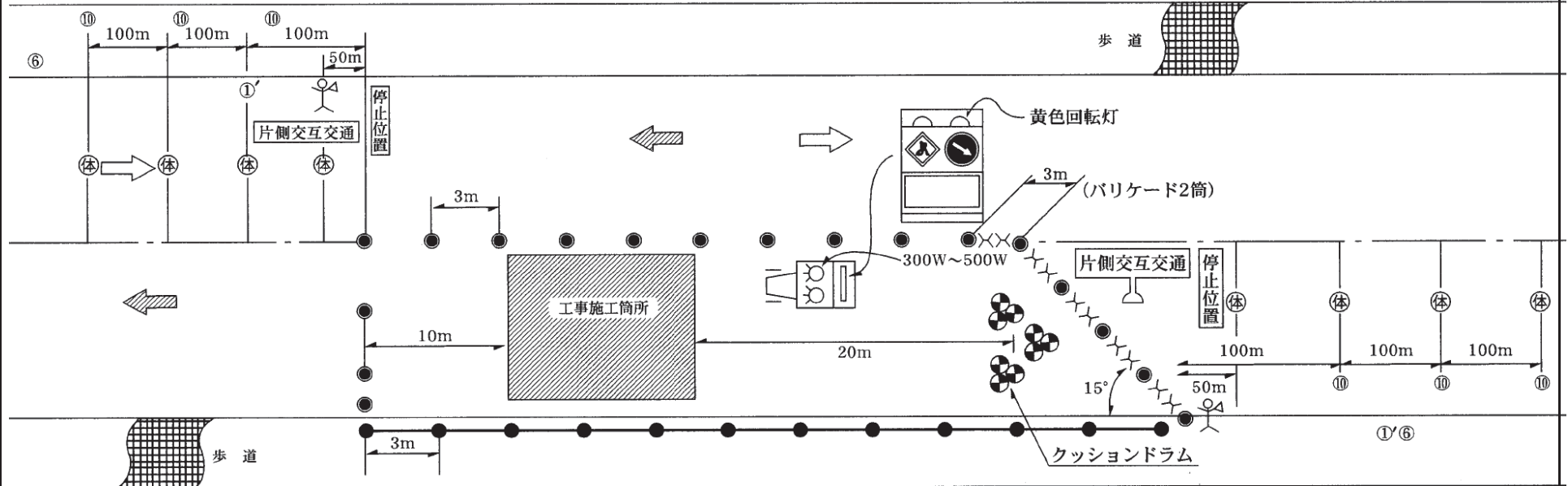


備考



C-1 型標準

2車線：片側全車線閉塞：局部打換（小規模）：パッチング等（a、c作業）

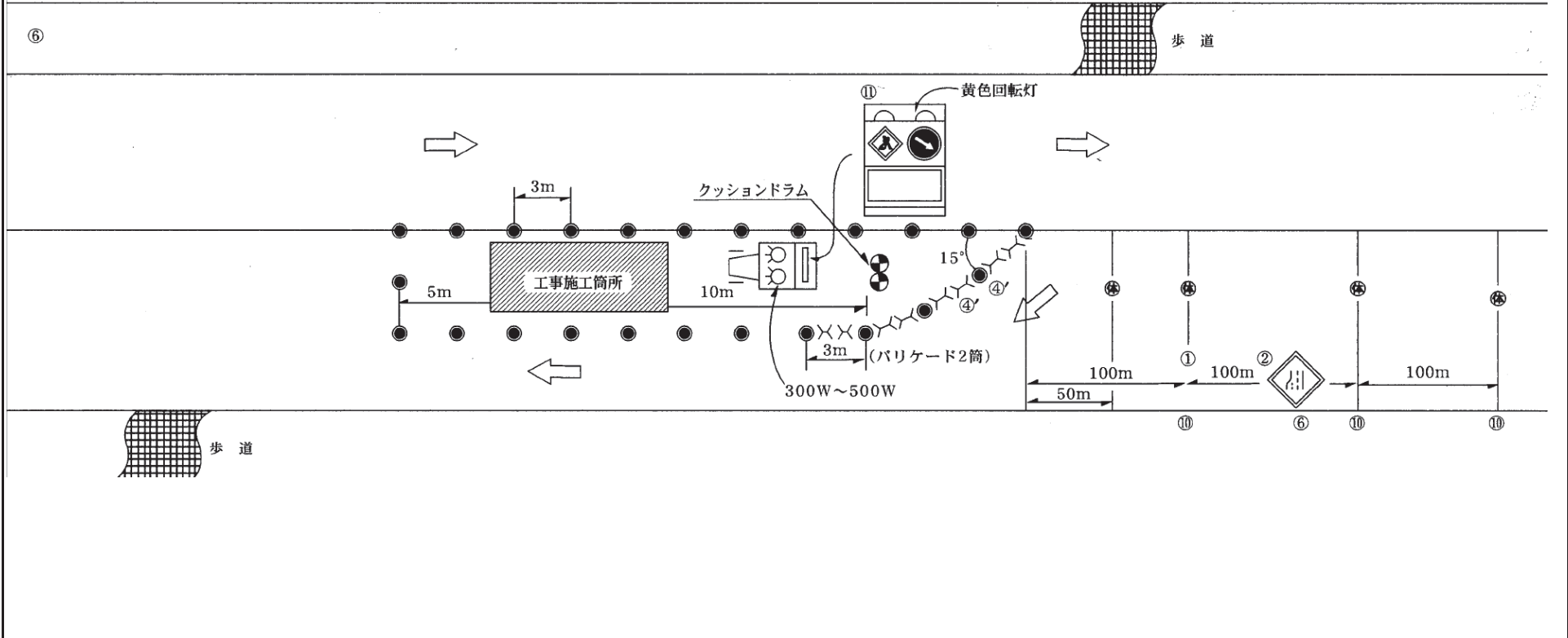


備考

1. 工事区間の起、終点到⑥を設置すること。
2. a 作業、保安灯は全てセーフティーコーンとし、照明灯は除く。
3. ④は体感マット。
4. クッションドラムは、流入部側バリケード内に設置すること。

C-2 型標準図

4車線以上:片側一車線以上通行可:局部打換(小規模):パッチング等(a、c作業)

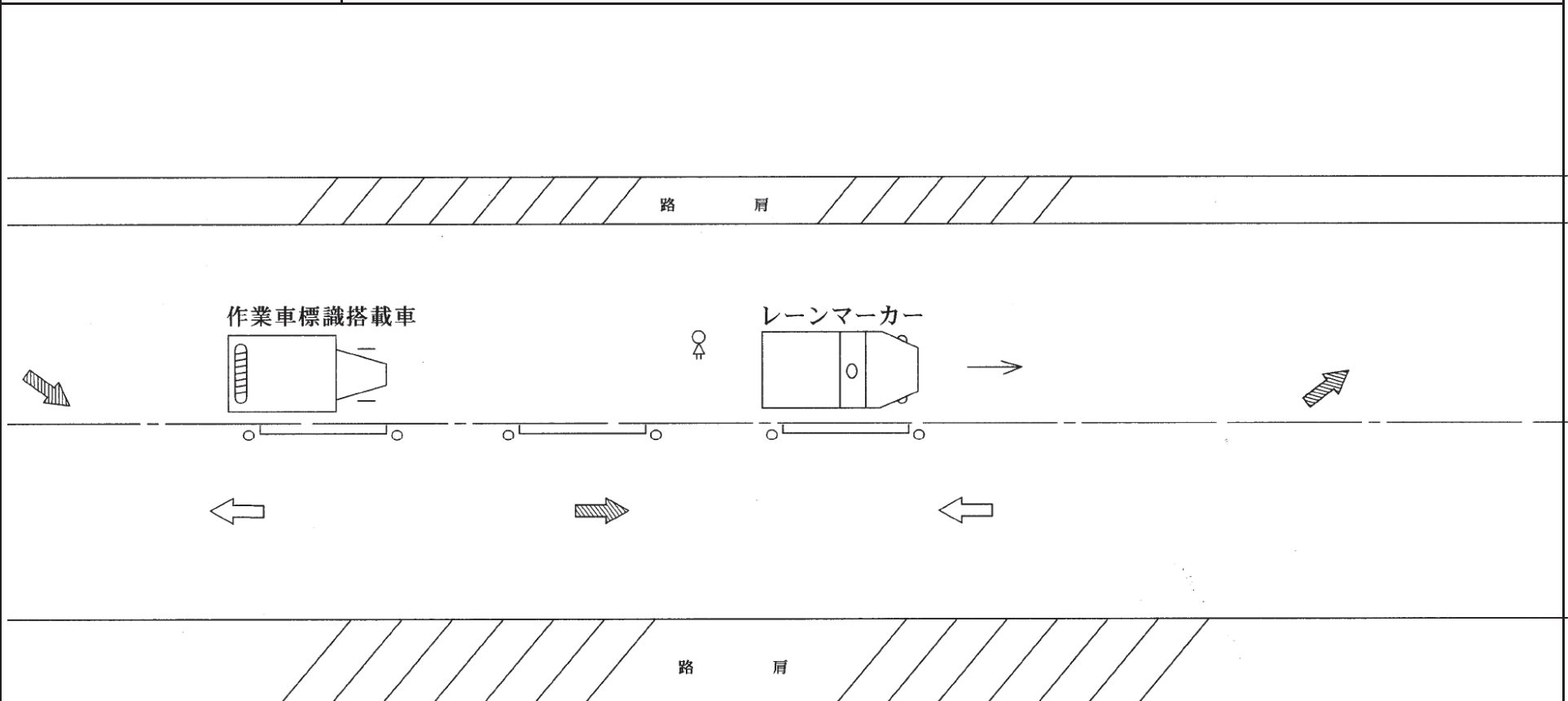


備考

1. 工事区間の起終点に⑥を設置すること。
2. a作業、保安灯は全てセーフティーコーンとし照明灯は除く。
3. ④は体感マット。
4. クッションドラムは、流入部側バリケード内に設置すること。

E-1 型 標準

レーンマーク作業:昼間作業

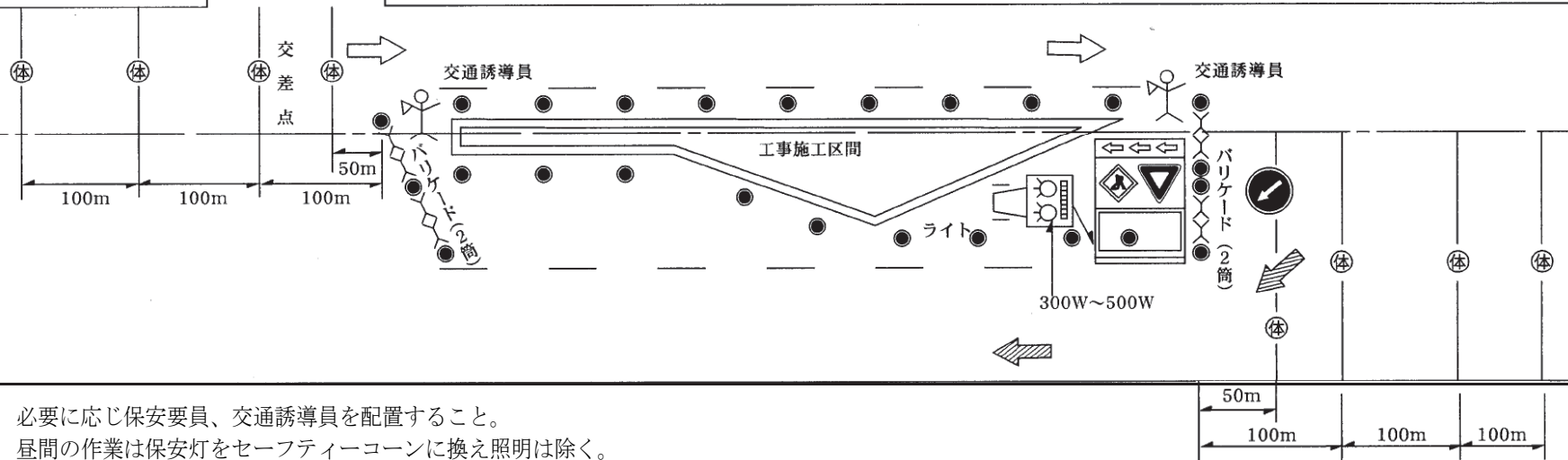


備 考

1. 作業実施には防護用に作業車を配置する。
2. 必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。
3. 標識搭載車に車間距離標示板を取り付ける。
4. 標識搭載車に警報装置を取り付ける。

E-2 型 標準 図

路面表示作業 (a、c 作業)



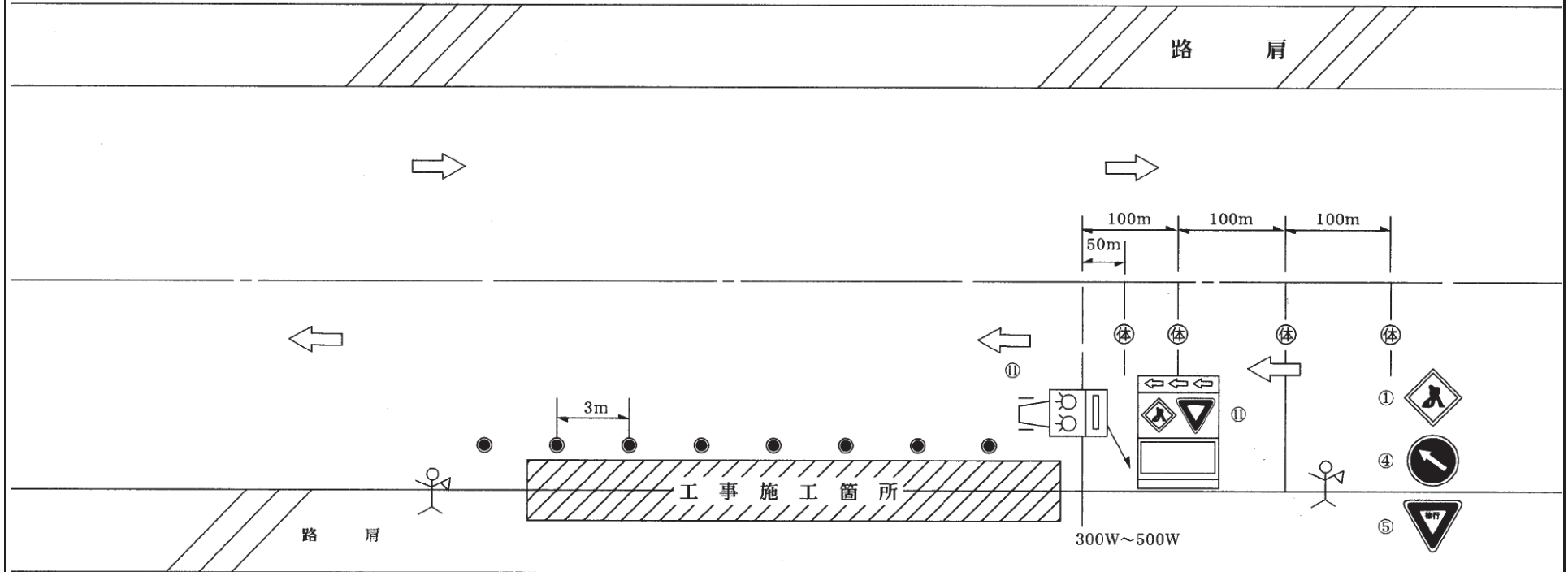
備考

1. 必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。
2. 昼間の作業は保安灯をセーフティーコーンに換え照明は除く。
3. ④は体感マット。

F-3 型標準

短時間の路側作業(人力):側溝、ガードレール、標識等の設置、修繕、清掃等(a、c作業)

図

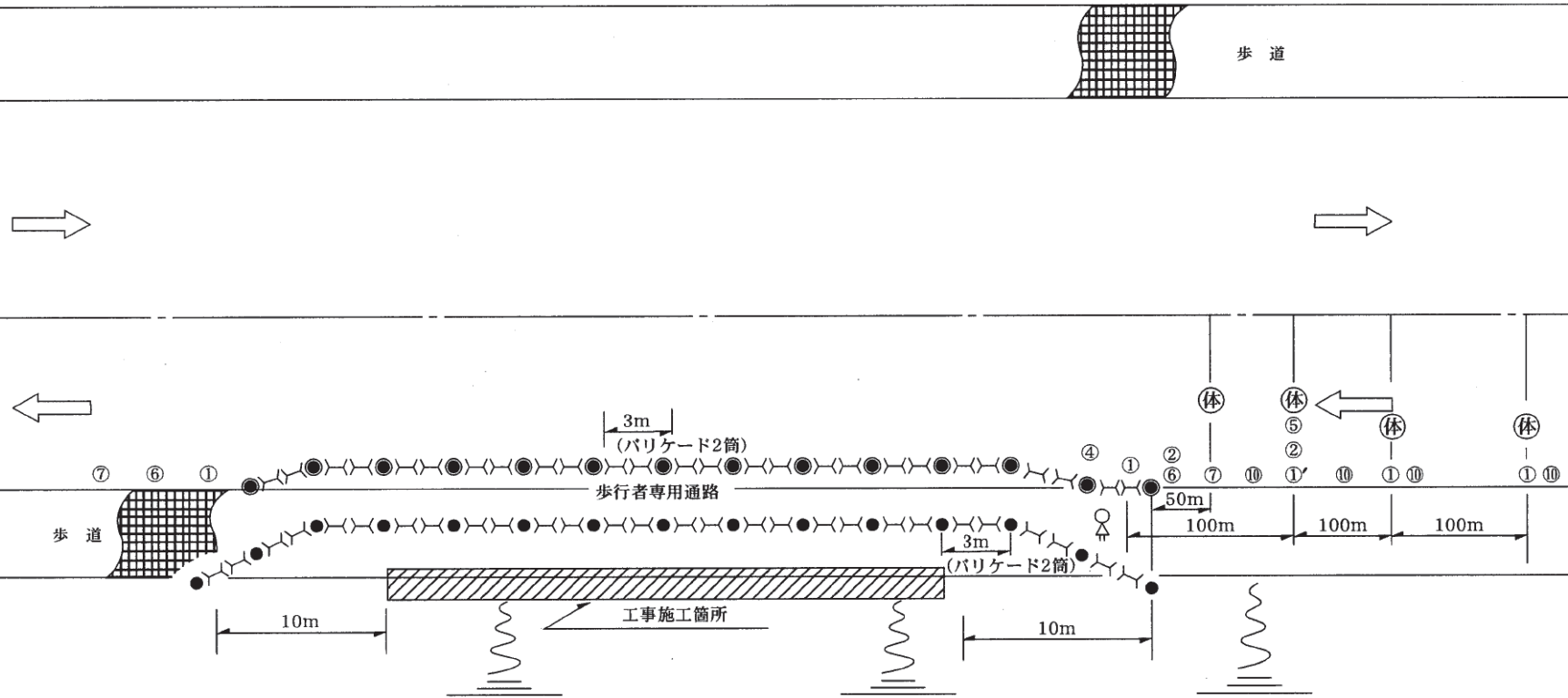


備考

1. 昼間作業の場合は保安灯をセーフティーコーンに換え、照明灯は除く。
2. ①の設置数、距離は交通量その他現地の状況により増量する。
3. ③は体感マット。

H-1 型標準図

路面作業 2車線(b作業)

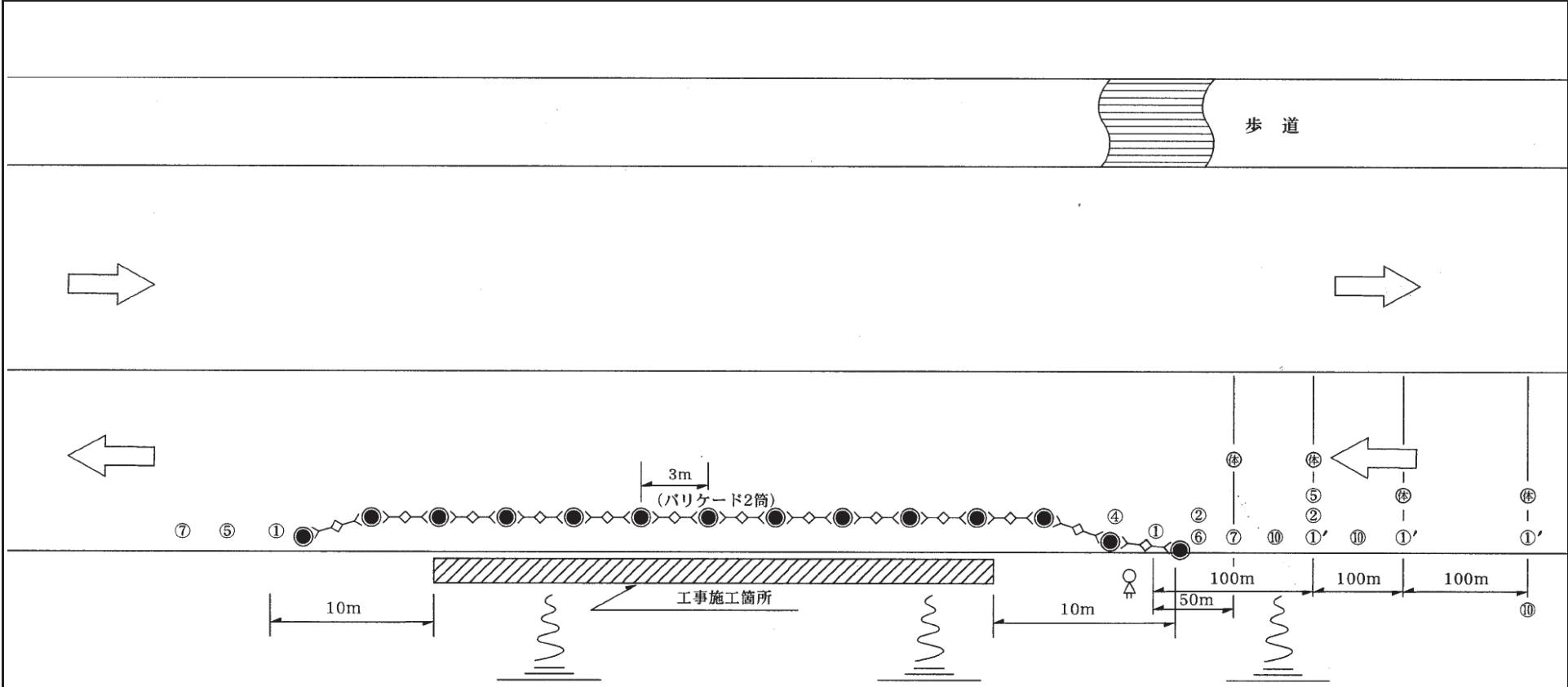


1. (体) は体感マット。

備考

H-2 型標準図

路面作業 2車線(b作業)



1. ③は体感マット。

備考

